

自主管理・自主点検 のすすめ

クリーニング所編

1 なぜ自主管理か？

自主管理とは、施設利用者に安心して利用していただくために、何が重要で、何を管理すればよいかを考え、日常業務において行う管理のことです。

環境衛生関係営業施設は、直接利用者の健康にかかわる業種であるため、施設の衛生と利用者の安全確保において、営業者の方々の責任は重大です。ひとたび事故が発生すると、施設においても営業的に相当なダメージになり、被害者にとっても肉体的・精神的な影響が残る場合が多いのです。事故による健康被害の発生は、予期できないことですので、日常の管理の中で「異変に気づく」、「責任者や他の従業員に知らせる」、「適切に処理する」は重要です。

2 自主管理のポイント

大別して「施設・設備に対する衛生管理」と「従事者に対する衛生管理」のこの二つのポイントが大切です。仮に施設や設備の管理方法をしっかりと決めていても、従事者にその方法を守る基本的な衛生知識が不足していては、それを維持していくことはできません。営業者の方はそれらに対し責任をもって取り組まなければなりません。日常業務における衛生管理とは何かを考えてください。一言に「自主管理」といっても、自分の施設をしっかりと把握しておかなければ、自分の施設にあった衛生管理の方法はみつかりません。

ポイントをしっかりと押さえた衛生管理の方法を少しずつ積み重ねることにより、衛生的な施設・設備や質の高いサービスの提供が可能となり、従事者の衛生意識や向上心がより高まり、効率的に施設管理が行えるようになります。また、そうすることにより顧客を増やし、施設・設備の老朽化を防ぐことにつながっていきます。

以上のような衛生管理を行うことにより、要約すると次のようなメリットが考えられます。

- ◆**メリット1** 店内が清潔になり、施設利用者が安心して利用でき、苦情が減ります。
- ◆**メリット2** 従事者の衛生意識が高まります。
- ◆**メリット3** 日常的に、衛生管理を行うことにより、安全性が高まり、質の良いサービスが提供できます。

3 自主管理点検票について

自主管理点検票は、前記1、2を具体的に実践し、環境衛生関係営業者の衛生管理に対する意識の高揚を図ることを目的に、業種別に発行されています。

業種別の「自主管理点検票」は毎年、東京都からの受託事業である「環境衛生教育事業」の一環として、(社)東京都環境衛生協会から各地区協会の環境衛生自治指導員を通じて、理容所、美容所、クリーニング所、興行場、ホテル・旅館、公衆浴場などの協会に加入している全施設、全会員に配布されます。

4 クリーニング所自主管理点検票について

クリーニング所自主管理点検票は、下記のとおり全10項目になっており、このパンフレットでは、これらの点検項目をすべて表示し、そのうちの主要なものについて点検のポイントについて説明しています。

自主管理点検の方法は、「①毎月1回、日を決めて、開設者又は管理者が自らの責任で点検すること。②点検票の各項目について、適は○、不適は×を記入し、該当しないものは／をすること。」となっています。

クリーニング所自主管理点検票（平成17年度）

施設名称：

所在地：

営業者名：

○：適、×：不適

No.	項目	内 容	点検月日（月／日）							
			/	/	/	/	/	/	/	/
1	採光・照明・換気	・所内は、採光、照明、換気を十分に行っているか。								
2	清潔整頓	・クリーニング所及び業務用の車両並びに業務用の機械及び器具を清潔に保っているか。 ・洗濯物を処理する場所及び格納する容器は、隨時薬品で消毒しているか。								
3	洗濯物の区分	・仕上げの終わった洗濯物は、未洗濯物等の汚れに汚染されないように保管しているか。 ・洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分して取扱っているか。								
4	機械類	・洗濯機、脱水機、プレス機等の機械及び器具類の点検、整備は適切か。								
5	溶剤	・溶剤は、密閉容器に入れ、直射日光や雨水の影響のない方法で保管しているか。 ・排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置は、適正に維持管理し正しく作動しているか。 ・蒸留残さ物等は適切に保管・処理しているか。								
6	洗濯方法	・水洗の場合、洗剤濃度、すぎ回数、処理時間等は適切か。 ・ドライクリーニングの場合、ドライ機内の溶剤は汚れていないか。また、処理時間、溶剤中の洗剤濃度等は適切か。 ・乾燥は十分に行っているか。溶剤が衣類に残留しないようにチェックしているか。								
7	要消毒洗濯物	・消毒が必要な洗濯物は、他の洗濯物と区分し、洗濯前に正しく消毒しているか。 参考 消毒を要する洗濯物 ①伝染性の疾病にかかっている者が使用したもの ②伝染性の疾病的病原体による汚染のおそれのあるもの ③おむつ、パンツ類 ④手ぬぐい、タオル類 ⑤病院又は診療所で療養のために使用された寝具等								
8	利用者への説明等	・洗濯物の受取及び引渡しをしようとする際、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法を説明するよう努めているか。 ・クリーニング所においては、苦情の申出先を店頭に掲示しているか。 ・洗濯物の受取及び引渡しの際、利用者に対し、苦情の申出先を記載した書面を配布しているか。								
9	従業者	・クリーニング師は、業務従事後1年以内に、その後は3年ごとに研修を受けているか。 ・営業者は、従事者数の5分の1に対し3年ごとに講習を受けさせているか。 ・営業者は、常に従業者の健康管理に注意しているか。								
10	届出	・従業者や施設の構造設備等に変更があった場合、保健所長に届出を行っているか。								

(注) 実物の点検月日欄は12ヶ月分となっています。